

— 大村市職員定数条例の一部を改正する条例 —

この条例改正は、本市行政を取り巻く環境の変化や、当面の諸課題に柔軟かつ適切に対応していくため、市長事務部局の職員定数を 25 人増員するものです。

審査を行った総務委員会では、市長事務部局の職員定数を 25 人増員する根拠について、数度にわたり、市側に説明を求めましたが、納得のいく説明を受けることができなかったため、3名の委員から職員定数の増員を 25 人から 14 人にする修正案が提出され、採決の結果、全会一致で可決しました。

本会議での採決の結果、この修正案及び修正部分を除く原案は、賛成多数で可決されました。

*注：修正案に対する賛成・反対の討論です

<賛 成>

- 職員定数については、市民の関心が高く、議会としても説明責任が求められるが、明確な根拠が示されなかった。
- 議会として職員定数を増やすなどと言っているわけではないが、今後の定員管理計画及び市長の公約である事業本部制の導入計画を綿密に策定した後に、増員の計画を出してもらいたい。

<反 対>

- 非常勤職員、嘱託・臨時・パート職員の割合が非常に高い水準となっている。今後予定されている大型の開発事業や各種事業に対応するためには、今の職員数では絶対数が足りないことは明白である。
- 残業が問題になっており、特定の部、課に負担がかかっている。また、権限移譲の流れで国から県へ、あるいは県から市へと相当量の事務事業が移管されており、さらにこれから事務量が增大すると思われ、今の人員では対応できない。

— 九州新幹線西九州ルートへの整備促進に関する意見書 —

大村市は、平成 34 年度開業を前提として、新幹線新大村駅（仮称）周辺の整備事業等を進めるとともに、新幹線の開業効果を最大限に発揮できるよう、まちづくりに官民一体となって取り組んでいます。こうした地域の努力を無駄にしないためにも、「完成・開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒しする」という政府・与党申し合わせは必ず実現するよう、国に対し、意見書を提出しました。

<賛 成>

- 今回、突如としてフリーゲージトレインが開通に間に合わないというような結論が出ているが、まだ時間的なものがあり、国交省の見解は信じがたい。この問題は、沿線住民の関心が非常に高く、既に新幹線開通を目途としてまちづくりを始めている。そういう観点からも、確実に約束された開通時期に間に合うような形でお願いしたい。

<反 対>

- 大事なものは、フリーゲージトレインの技術確立を見きわめることと、市民の命を守るために安全性の確立を求めることである。また、安全面だけでなく、税金を大事に使う観点からも、完成の見通しが立たないまま計画ありきで事を進めるべきではない。

— 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願 —

この請願は、「昭和 22 年 5 月 3 日に現在の日本国憲法が施行されて以来、約 70 年の歳月が経過したが、この間、我が国をはじめ国際社会は劇的に変化している。経済、通信、安全保障などあらゆる面でグローバル化が進んでおり、諸外国においては、時代の変化に合わせ、必要に応じて憲法改正が行われている。我が国においても、将来を見据え、憲法を見直し、改正することが求められている。そのためには、国におかれては、憲法改正案を早期に作成し、衆参両議院において発議され、21 世紀にふさわしい国づくりに国民が参画できるよう、憲法改正の国民投票の早期実現を求める意見書を国に提出してほしい」というものです。

<賛 成>

- 日本国憲法制定以来約 70 年経つが、世界も、時代も、社会も大きく変化し、21 世紀に躍進する日本の国づくりのためには、現在の条文のままでは対応できないことは明らかであり、憲法を定め直す必要がある。各国の憲法と比較すると非常に遅れており、世界で常識となっている様々な規定が欠如している。また、各国では、現実に即した憲法改正が行われているが、我が国は一度も改正を行っていない。
- 現憲法はマッカーサーがわずか 1 週間で作成し、我が国に無理やり承認させた押しつけ憲法であり、国民がじっくり検討し、自主的に制定した憲法ではない。
- 未来に向かって、これからも日本が平和で、世界から尊敬されるような国家であるために、思考停止ではない。未来に向かって議論をしなければならない。

<反 対>

- 憲法が一度も改正されていないのは、改正する理由がないからである。この憲法の最大の特徴である国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は、その 3 つそれぞれが、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果として、価値のある宝物である憲法を構成している。この憲法を今後も守り抜き、市民生活にいかしたい。
- 平和主義者に最もふさわしい憲法第 9 条は、いかなることがあっても変えてはならない。
- 戦後 70 年、戦争の加害者にも被害者にもなることなく、一貫して平和国家として歩むことができたのは、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権の 3 原則を守り抜いてきたからであり、すぐれた憲法であると高く評価している。請願の中にある 21 世紀にふさわしい憲法とはどのようなものなのか、まずは中身を慎重に審議すべきであり、早期の改正を目指す内容には賛成しかねる。

